平成23年9月21日運輸審議会審理室

スカイマーク株式会社からの混雑空港(成田国際空港)運航許可申請及びPeach・Aviation株式会社からの混雑空港(関西国際空港)運航許可申請に関する公示について

平成23年9月20日付けで、スカイマーク株式会社からの混雑空港(成田国際空港)運航許可申請及びPeach・Aviation株式会社からの混雑空港(関西国際空港)運航許可申請事案について、国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありましたので、お知らせします。

なお、利害関係人は本日から14日以内(平成23年10月5日(水)まで) に、運輸審議会に公聴会開催の申請ができますのでお知らせします。

(注) 利害関係人とは、事案の申請者、事案の申請者と競争の関係にある者等 (運輸審議会一般規則第5条) のことをいいます。

お問い合わせ先

運輸審議会審理室 調査官:杉山

議事係長:石原

(代表) 03-5253-8111 (内線 53515)

〇国土交通省告示第962号

運輸審議会一般規則(昭和27年運輸省令第8号)第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成23年9月21日

国土交通大臣 前田 武志

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平23第9004号	混雑空港運航 許可	スカイマーク株式会社	申請混雑空港成田国際空港
平23第9005号	混雑空港運航 許可	Peach·Aviati on株式会社	申請混雑空港関西国際空港

運輸審議会一般規則(昭和27年運輸省令第8号)(抄)

- 第5条 国土交通省設置法第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は行政不服 審査法による不服申立てをした者(以下「事案の申請者」という。)
 - 二 事案において、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」という。)の名あて人となるべき者
 - 三 事案の申請者と競争の関係にある者

四~五 (略)

- 六 前各号に掲げる者のほか、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者
- 第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名(事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。)に番号を付し、これを運輸審議会件名表(以下「件名表」という。)に登載しなければならない。

2 · 3 (略)